一般会計等財務書類 注記

- 1 重要な会計方針
- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
 - ①有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
 - ①出資金
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法 個別法による低価法

- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年~50年、工作物 3年~50年、物品 4年~30年

②無形固定資産 (リース資産を除きます。) ・・・・・・・ 定額法 (ソフトウェアについては、当町における見込利用期間(5年)に基づく定額法によって

います。)

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース 取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引 を除きます。)

・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っています。

③賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ①ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物 (大台町公金管理運用方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払い を含んでいます。

- (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
 - ①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産 として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

2 重要な会計方針の変更

該当する変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する後発事象はありません。

4 偶発債務

該当する債務はありません。

- 5 追加情報
- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - ①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
 - 一般会計
 - 墓地公園管理特別会計
 - ②その他の特別会計及び地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
 - ③地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としていま

 オ
 - ④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

・実質赤字比率 -%(数値なし)

・連結実質赤字比率 -%(数値なし)

・実質公債費比率 12.4%・将来負担比率 120.5%

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 39.276千円

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額

255.147千円 うち繰越明許費分208.973千円

(2) 貸借対照表に係る事項

①地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額 に含まれることが見込まれる金額 7,628,206千円

②地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

将来負担額 25, 168, 775千円…A

充当可能基金額 3,784,640千円…B

特定財源見込額 235,068千円… C

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 13,946,367千円…D

標準財政規模 7,314,089千円…E

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 1,338,545千円…F

将来負担比率= (A-B-C-D) ÷ (E-F) =120.5%

(3) 純資産変動計算書に係る事項

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 257, 387, 563円

(=1, 278, 778, 872円+ \triangle 1, 011, 894, 788円+65, 860, 038円+330, 524, 441円-405, 881, 000円)

(基礎的財政収支=業務活動収支+投資活動収支+支払利息支出+基金積立金支出-基金取崩収入)

②既存の決算情報との関連性

(単位:円)

区分	収入 (歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	12, 956, 524, 641	12, 420, 506, 745
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	7, 516, 997	6, 666, 699
繰越金に伴う差額	△666, 963, 945	-
内部相殺	0	0
資金収支計算書	12, 297, 077, 693	12, 427, 173, 444

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としている のに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書 と資金収支計算書は一部の特別会計(墓地公園管理特別会計)の分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳 資金収支計算書

業務活動収支	1, 278, 778, 872円
投資活動収入の国県等補助金収入	245, 366, 000円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	6, 288, 131円
減価償却費	△2, 365, 921, 238円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△1, 256, 692円
退職手当引当金繰入額(増減額)	226, 902, 000円
徵収不能引当金繰入額(増減額)	△7, 319, 349円
資産除売却損	△623, 976円
資産売却益	9, 067, 572円
有価証券における強制評価減	△46, 140円
その他(BS長期貸付金の修正)	1,000円
純資産変動計算書の本年度差額	△608, 763, 820円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,000,000千円

一時借入金に係る利子額

22千円